（福）みなと舎・メンバー後援会　会則

【主　旨】

この会は、「社会福祉法人みなと舎」に生きるメンバーさん（利用者）の“人生”を応援して下さる有志の方々によって出来ております。

「みなと舎」は、障害の重い方々が活動する「場」として１９９８年に施設「ゆう」からスタートし、いまでは生活の「場」としてのケアホーム「はなえみ」「はなあかり」始め「ライフゆう」にて自立した人生を地域の中で「普通の人生を歩む」、など多くの活動をしております。

どんなに障害が重くとも、地域の中で一人の人として生きる姿を知って頂きたいと思います。

走れなくても「走らない人生」が、話せなくても「話さない人生」が、私たちと同じ人生であるということを知って頂きたく、広報誌「たまごむし」を通して多くの方にお伝えしていきたいと思います。

どうか、ともに生きる仲間として、「社会福祉法人みなと舎・メンバー」の活動をご支援下さいますようお願いいたします。

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この会は、社会福祉法人みなと舎・メンバーさんの人生を伝える為の広報誌「たまごむし」の発行を支援する為の資金援助をする事を目的とします。

（名　称）

第２条　この会は、「社会福祉法人みなと舎・メンバー後援会」と称します。

（事務所）

第３条　この会の事務所は、神奈川県横須賀市芦名２丁目８番１７号に置きます。

第２章　会　　員

（会員の資格）

第４条　この会は、第１条の目的を達成することに寄与する有志をもって組織します。

第５条　この会の会費は次のとおりです。

一般会員　年額　１口　２，０００円

法人会員　年額　１口　５，０００円

第３章　事　　業

（事　業）

第６条　この会は次の事業を行います。

１　社会福祉法人みなと舎のメンバーさんの活動状況を伝えるための会報の発行「ＳＳＫＵたまごむし」

２　その他、社会福祉法人みなと舎のメンバーさんの活動を援助するための諸事業の開催

第４章　役　員

（役　員）

第７条　この会に次の役員を置きます。

　会長　１名

　幹事　若干名（含会計）

　監査　１名

（会長の委嘱）

第８条　会長は社会福祉法人みなと舎理事会が委嘱します。

（役員の選任）

第９条　役員は会長が選任します。

（役員の任期）

第 10 条　役員の任期は２年とします。但し、再任を妨げません。

（役員の任務）

第 11 条　会長は、この会を代表し会務を統括し、幹事は会計並びに会長の諮問を受けた会務を執行します。監査は会計事務を監査します。

第５章　役　員　会

（役員会の開催）

第 13 条　役員会は、原則として年間１回以上会長の召集によって開催します。

（役員会の議事）

第 14 条　役員会は、本会の予算、決算、事業計画、会則の制定・改廃その他重要な事項を審議します。

第６章　会　　計

（経　費）

第 15 条　この会の経費は、会費、寄付金収入をもってこれに充てます。

第 16 条　会費、寄付金収入は、社会福祉法人みなと舎の広報誌「たまごむし」等の発行資金として社会福祉法人みなと舎への寄付金に充てます。

（会計報告）

第 17 条　本会の会計については、毎会計年度終了時に、広報誌「たまごむし」において報告を行います。

（会計年度）

第 18 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わります。

付　則　この会則は、１９９８年８月１日から施行します。

　　この会則は、２０２０年４月１日に「目的等」を改定します。